

れいわ ねんど
令和6年度 P T A総会要項 (案)

れいわ ねん がつ にちはつこう
令和6年4月20日発行

もくじ
目次

ぎじ
1. 議事

◆第一号議案	れいわ ねんど 令和5年度	じぎょうほうこく ねんかんかつどうないよう 事業報告・年間活動内容
◆第二号議案	れいわ ねんど 令和5年度	かいけいけっさんほうこく 会計決算報告
	れいわ ねんど 令和5年度	かいけいかんさほうこく 会計監査報告
◆第三号議案	れいわ ねんど 令和6年度	ほんぶやくいん しょうにん 本部役員の承認
	こもん かんさいいん いしよく 顧問・監査委員の委嘱	
◆第四号議案	れいわ ねんど 令和6年度	じぎょうけいかく あん 事業計画 (案)
◆第五号議案	れいわ ねんど 令和6年度	かいけいよさん あん 会計予算 (案)

かいそく あん
2. P T A会則 (案)

やくいんせんになきてい
3. P T A役員選任規定

いいん かん さいそく
4. 委員に関する細則

かつどうそしき かん さいそく
5. 活動組織に関する細則

かいいんけいちょうないき
6. P T A会員慶弔内規

りよひ かん ないき
7. P T A旅費に関する内規

こじんじょうほうとりあつかいそく
8. P T A個人情報取扱規則

れいわ ねんど かつどうよていないよう いちらんひょう
9. 令和6年度 P T A活動予定内容 (一覧表)

◆ だいいちごうぎあん
第一号議案

れいわ ねんど じぎょうほうこく
令和5年度 事業報告

		かつ どう ない よう 活 動 内 容
専 門 部 学 年 委 員 員	本 部	- やくいんかい じょうにんいんかい かいさい ・役員会、常任委員会の開催 - かくせんもん ぶしゅさいぎょうじ さん か きょうりよく ・各専門部主催行事への参加・協力 - こうがいかつどう さん か ・校外活動への参加 - かくしゅけんしゅうかい こうえんかい うんえいきょうぎ かい さん か かくぶ ・各種研修会、講演会などやコミュニティスクール運営協議会への参加と、各部への参加要請 - うんどう ・テトラパック運動 - かくしゅ かんれんしよるい さくせい はいふ はいしん ・各種PTA関連書類の作成・配布・配信 - かいけいかんり ・PTA会計管理 - こうつうあんぜん さん か ・交通安全キャンペーンへの参加
	保 健 体 育 部	- うんどうかいぜんじつじゅんび ・運動会前日準備 - うんどうかい あんぜんみ まもり ・運動会の安全見守り - だいさくせん きかく うんえい ・ピカピカ大作戦の企画、運営 - がっこうほけんいんかい さん か ・学校保健委員会への参加 - かくしゅけんしゅうかい こうえんかい さん か ・各種研修会、講演会への参加
	企 画 教 養 部	- とまりやま きかく うんえい ・泊山イベントの企画、運営 - さんし こ みらい かた かいさん か ・三泗子どもの未来を語る会参加 - じんけん どうわきとういく かん ぶんしよ とうしよ ・人権・同和教育に関する文書の投書 - かくしゅけんしゅうかい こうえんかい さん か ・各種研修会、講演会への参加
	広 報 部	- こうほうし ねん かいほうこう ・広報紙「とまりやま」年2回発行 - こうほうしづく けんしゅうかい さん か ・広報紙作り研修会への参加 - こうつうあんぜん さん か ・交通安全キャンペーンへの参加 - た がっこうぎょうじしゅざいとう ・その他(学校行事取材等)
(地 区 委 員 員)	地 域 環 境 部	- ち く れんらく ちようせい ・地区との連絡、調整 - とうこうはん へんせい とうこうはんしゅうごうじ かん かくにん ・登校班の編成、登校班集合時間の確認 - つうがくろ とう きけん かしよ てんけん せいび ・通学路等の危険箇所の点検、整備 - うんどう じっし ・あいさつ運動の実施 - じてんしやてんけんひょう はいふ ・自転車点検表の配布 - せっちきょうりよく いらい ・こどもをまもるいえ設置協力、依頼

※ がんねんいん じ ねんど み こ がつきゅうすう めい ほけつ めい せんしゅつ
※学年委員は、次年度見込み学級数×2名、補欠2名を選出し、

ほけんたいいくぶ きかくきょうようぶ こうほうぶ しよぞく
保健体育部/企画教養部/広報部のいずれかに所属する。

※ ち く いん かくち く せんしゅつ ちいきかんきょうぶ しよぞく
※地区委員は、各地区より選出され、地域環境部に所属する。

令和5年度 年間活動内容

ねんかんかつどうないよう 年間活動内容									
		が 4月	が 5月		が 6月	が 7月			
本 部	15	だい かいじょうにいいいんかい ぶ かい 第1回常任委員会・部会	1	おうだんぼたきぞう し 横断旗寄贈のお知らせ さくせい はいしん 作成・配信	4	し れんそうかい 市P連總會	4	ブロック会	
	20	がっこうせつつかいほううんえいいいんかい 学校施設開放運営委員会			14	とまりやま 泊山イベント	10	テトラバック うんどうきょうかげつかん 運動強化月間 ぶんしよはいふ はいしん けいじ 文書配布・配信・掲示	
	21	そうかい しよめんけつぎ PTA総会（書面決議）	1	テトラバック かいしゅう ぼしよせいび 回収場所整備	20	せいしよねん ぶ しどうしやこうりゅうかい 青少年部指導者交流会	11	こうつうあんぜん 交通安全キャンペーン	
	21	PTAだより作成・配布	14	こうほうし けんしゅうかい 広報誌づくり研修会	24	だい かいじょうにいいいんかい ぶ かい 第2回常任委員会・部会	15	かいしやうかい 会長会	
			15	ブロック会	27	コミュニティスクール 運営委員会			
			15	テトラバック うんどう きょうりよく 運動ご協力 のねが さくせい はいふ のお願い作成・配布					
			15	コミュニティスクール うんえいいいんかい 運営委員会					
			16	せいしよねんぶぶ ぶ かい 青少年部部会					
			20	かいしやうかい 会長会					
			25	e-ネット こうぎ 講座					
専 門 部	保 健 体 育 部	15	だい かいじょうにいいいんかい ぶ かい 第1回常任委員会・部会		15	ピカピカ だいさくせん 大作戦の し きくせい お知らせ作成	13	ピカピカ だいさくせん たより 大作戦お便り いんさつ はいふ 印刷・配布	
					19	ピカピカ だいさくせん 大作戦の し はいふ お知らせ配布			
					24	だい かいじょうにいいいんかい ぶ かい 第2回常任委員会・部会			
	企 画 教 養 部	15	だい かいじょうにいいいんかい ぶ かい 第1回常任委員会・部会	13	よんどうけん そうかい 四同権の総会	13	とまりやま ぜんじつじゆんび 泊山イベント前日準備	27	こ せいりづむ しょうじょう どもの生活リズム向上 けんしゅうかい 研修会
		21	とまりやま うちあわ 泊山イベント打合せ	25	e-ネット こうぎ 講座	14	とまりやま 泊山イベント	29	スマイルリーダー しょうせいこうぎ 養成講座
				30	とまりやま しよるいんさつ 泊山イベント書類印刷	24	だい かいじょうにいいいんかい ぶ かい 第2回常任委員会・部会		
				31	とまりやま はいふ 泊山イベントお知らせ配布				
	広 報 部	15	だい かいじょうにいいいんかい ぶ かい 第1回常任委員会・部会	20	こうほうし けんしゅうかい 広報紙づくり研修会 (オンライン)	7	こうほうし はんごう 広報紙「とまりやま」春号 作成・配布	11	こうつうあんぜん 交通安全キャンペーン
						14	とまりやま 泊山イベント		
						24	だい かいじょうにいいいんかい ぶ かい 第2回常任委員会・部会		
地 域 環 境 部	10	あいさつ うんどう 運動	8	あいさつ うんどう 運動	6	あいさつ うんどう 運動	5	じてんしやてんけん ひやう 自転車点検チェック表 いんさつ はいふ 印刷・配布	
	15	だい かいじょうにいいいんかい ぶ かい 第1回常任委員会・部会			24	だい かいじょうにいいいんかい ぶ かい 第2回常任委員会・部会			
					30	「こどもをまもるいえ」設 置 すいしんいんかい 推進委員会	5	「こどもをまもるいえ」設 置 ち 協力依頼印刷・配布 うんどう あいさつ運動	
							6		
							11	つうがくろがいとうしどう 通学路街頭指導	

令和5年度 年間活動内容

年間活動内容									
		が 8月		が 9月		が 10月		が 11月	
本 部	4	ひなが ちく 日永地区ナイトパトロール	1	ひなが ぶんかさい 日永ふれあい文化祭 実行委員会	12	せいしやうねんいくせいしどうしやこうりゆうかい 青少年育成指導者交流会	4	ひなが ぶんかさい 日永ふれあい文化祭 前日準備	
	8	ひなが ぶんかさい 日永ふれあい文化祭 実行委員会	3	だいい かいじょうにんいんかい ぶかい 第3回常任委員会・部会	18	ひなが ぶんかさいじんび 日永ふれあい文化祭準備	5	ひなが ぶんかさい 日永ふれあい文化祭	
	21	ひなが ちくしやかいふくし 日永地区社会福祉 協議会まちづくり会議	9	かいちようかい 会長会	23	ひなが ぶんかさい 日永ふれあい文化祭 実行委員会	7	ブロックかい	
	23	きやういくこうえんかい かだいべつもん 教育講演会 課題別問 題別教育研究大会	21	ひなが ぶんかさい 日永ふれあい文化祭 事前説明会	25	ひなが ぶんかさいじんび 日永ふれあい文化祭準備	13	かていきやういくこうざ 家庭教育講座	
	26	ひなが まつ 日永ふれあい祭り	29	ひなが ちくせいしやうねん ぶ ぶかい 日永地区青少年部部会	26	しやうがく じ けんしん 就学時健診	18	かいちようかい 会長会	
			29	うんどうかいぜんじつじんび 運動会前日準備	27	コミュニティスクール 運営委員会	21	かい 会	
			30	うんどうかい 運動会			22	だいい かいじょうにんいんかい ぶかい 第4回常任委員会・部会	
専 門 部	保 健 体 育 部	25	ピカピカ だいきくせん たよ けいしん 大作戦お便り配信	3	だいきくせん ピカピカ大作戦			22	だいい かいじょうにんいんかい ぶかい 第4回常任委員会・部会
				3	だいい かいじょうにんいんかい ぶかい 第3回常任委員会・部会				
				14	ピカピカ大作戦お礼配 信				
				21	うんどうかいうちあわ 運動会打合せ				
				29	うんどうかいぜんじつじんび 運動会前日準備				
				30	うんどうかい 運動会				
	企 画 教 養 部	3	せいしやうねん ひが い 青少年ネット被害 非行防止研修会	3	だいい かいじょうにんいんかい ぶかい 第3回常任委員会・部会	4	かていきやういくこうざうちあわ 家庭教育講座打合せ	11	きんしこ みらい かた かい 三泗子どもの未来を語る会
						10	かていきやういくこうざ たよ いんきつ 家庭教育講座お便り印刷	13	かていきやういくこうざ 家庭教育講座
		23	きやういくこうえんかい かだいべつ 教育講演会 課題別 問題別教育研究大会			27	かていきやういくこうざ ぶかい 家庭教育講座・部会	22	だいい かいじょうにんいんかい ぶかい 第4回常任委員会・部会
	広 報 部			3	だいい かいじょうにんいんかい ぶかい 第3回常任委員会・部会			5	こうほう し 広報紙「とまりやま」 あきふゆこうざうちあわ 秋冬号打合せ
				30	うんどうかい しやしんきつえい 運動会(写真撮影)			13	かていきやういくこうざ しやしんきつえい 家庭教育講座(写真撮影)
				30	こうほう し 広報紙「とまりやま」 あきふゆこうざうちあわ 秋冬号内容打合せ			22	だいい かいじょうにんいんかい ぶかい 第4回常任委員会・部会
地 域 環 境 部		なつやす 夏休み (7/21～8/31)	1	あいさつ うんどう 運動	5	あいさつ うんどう 運動	2	あいさつ うんどう 運動	
		「とまれのステッカー」 危険箇所貼る	3	だいい かいじょうにんいんかい ぶかい 第3回常任委員会・部会			22	だいい かいじょうにんいんかい ぶかい 第4回常任委員会・部会	
		「こどもをまもるいえ」 お宅訪問	19	「こどもをまもるいえ」 ステッカーを新規 継続の方で交換を 希望される方に配布					

令和5年度 PTA会計決算報告書

●収入の部	項目	入金額	摘要
	前年度繰越金	697,058	
	会費	1,196,800	¥300×学校PTA会員数×12ヶ月
	雑収入	120	利息
	合計	1,893,978	

●支出の部	項目	予算額	決算額	差額	摘要
	PTA運営費	253,000	232,778	20,222	
	PTA事業費	929,000	471,139	457,861	
	学校運営援助費	70,000	98,596	-28,596	
	予備費	489,063	3,300	485,763	転出者返金
	合計	1,741,063	805,813	935,250	

・支出の部 詳細

項目	内 訳	予算額	決算額	差額	摘要
PTA運営費	① 旅費	40,000	27,260	12,740	交通費 研修会参加費 その他
	② 交際費	20,000	10,000	10,000	
	③ 需用費	40,000	47,038	-7,038	事務用消耗品(用紙、インク代、その他)
	④ 事務局費	3,000	6,000	-3,000	
	⑤ 負担金	150,000	142,480	7,520	市P連負担金 PTA安全会掛金 その他
	小 計	253,000	232,778	20,222	
PTA事業費	⑥ 報償費	30,000	1,808	28,192	家庭教育講座講師謝礼
	⑦ 使用料	30,000	0	30,000	
	⑧ 需用費	350,000	122,000	228,000	会報誌編集印刷代 PTA奉仕作業消耗品等
	小 計	410,000	123,808	286,192	
	⑨ 報償費	112,000	121,030	-9,030	卒業報償品(記念品、丸筒、胸花)
	⑩ 旅費	22,000	19,904	2,096	児童旅費(三泗陸上記録会・三泗音楽会)
	⑪ 需用費	380,000	206,397	173,603	タブレットケース、泊山イベント関連費等
	⑫ 扶助費	5,000	0	5,000	
	小 計	519,000	347,331	171,669	
	合 計	929,000	471,139	457,861	
学校管理援助費	⑬ 交際費	5,000	0	5,000	
	⑭ 需用費	65,000	98,596	-33,596	入学式・卒業式用式花
	小 計	70,000	98,596	-28,596	
予備費	⑮ 予備費	489,063	3,300	485,763	転出者返金
	総 計	1,741,063	805,813	935,250	

●収支の部

実際の総収入 総支出 繰越

$$¥1,893,978 - ¥805,813 = ¥1,088,165$$

PTA会計 上倉 真紀

PTA会計 富田 圭吾

監査報告

会計書類一切照合の上、監査したところ、収支とも適正に執行されていることを認めます。

PTA監査委員 田中 ゆかり

PTA監査委員 柏田 奈津

だいよんごうぎ あん
◆ 第四号議案

れい わ ね ん ど じぎょうけいかく あん
令和6年度 PTA事業計画(案)

きほんりねん
＜基本理念＞

しんしん けんこう こ いくせい
心身ともに健康な子どもの育成のために、

ほ ご し や がっこうかんけいしゃ きょうりよく かつどう
保護者と学校関係者が協力して活動する。

かつどうないよう
＜活動内容＞

- ◆ がっこうぎょうじ じゅぎょうさんかん こんだんかい がくねん がつきゅうぎょうじ さん か かつどうないよう
学校行事(授業参観、懇談会、学年・学級行事など)に参加し、活動内容について理解する。
- ◆ がっこう しせつ せつび せいび ほぜん ほうしかつどう さん か
学校の施設や設備の整備、保全のための奉仕活動に参加する。
- ◆ つうがくろ あんぜんかくにん きけん かしょ てんけん とお がっこうきょういく し え ん
通学路の安全確認、危険箇所の点検などを通して学校教育を支援する。
- ◆ ち い きぎょうじ さん か きょうりよく
地域行事に参加・協力する。
- ◆ か て い ない こ せいかつ とく ちょうきぎゅうぎょうちゅう せいかつ がっこう れんけい
家庭内での子どもの生活、特に長期休業中の生活について学校と連携し、充実を図る。
- ◆ ひつよう おう かんけいしゃ かんけいき かん ようせい ちんじょう
必要に応じて関係者、関係機関に要請・陳情する。
- ◆ かつどう つう い けんこうかん かいいんかん り か い ふか
活動を通じて意見交換し、会員間の理解を深める。
- ◆ けんしゅうかい こうえんかい けんがくかい さん か かいいん きょうよう たか
研修会、講演会、見学会などに参加し、会員の教養を高める。

令和6年度 P T A 会 計 予 算 (案)

収入の部

項 目	入金額	摘 要
繰越金	1,088,165	令和5年度会計からの繰越金
会 費	1,260,000	¥300×学校PTA会員数×12ヶ月
雑 収 入	5	利息、家庭教育講座等補助金、他
合 計	2,348,170	

支出の部

項 目	令和6年度予算額	令和5年度決算額	摘 要
PTA運営費	250,000	232,778	
PTA事業費	646,000	471,139	
学校運営援助費	100,000	98,596	
予備費	1,352,170	3,300	
合 計	2,348,170	805,813	

支出の部 詳細

項目	内 訳	令和6年度予算額	令和5年度決算額	摘 要
P T A 運 営 費	① 旅費	50,000	27,260	研修会参加費 その他
	② 交際費	20,000	10,000	会員 児童慶弔費 その他
	③ 需用費	70,000	47,038	事務用消耗品(用紙、原紙、その他)
	④ 事務局費	6,000	6,000	事務費
	⑤ 負担金	150,000	142,480	市P連負担金 PTA安全会掛金 その他
	小 計	296,000	232,778	
P T A 事 業 費	⑥ 報償費	30,000	1,808	家庭教育講座講師謝礼等
	⑦ 使用料	0	0	施設 見学 講演会 演奏会等補助
	⑧ 需用費	150,000	122,000	PTA広報 運動会PTA競技参加賞 PTA奉仕作業消耗品等
	小 計	180,000	123,808	
	⑨ 報償費	150,000	121,030	卒業報償品(記念品、丸筒、祝章)
	⑩ 旅費	20,000	19,904	音楽会 競技会等参加児童旅費補助
	⑪ 需用費	250,000	206,397	観劇代補助 図書費 委員会活動費 教育新聞 運動会参加賞 等
	⑫ 扶助費	0	0	子育連 見舞金 等
	小 計	420,000	347,331	
	合 計	600,000	471,139	
学 校 管 理 援 助 費	⑬ 交際費	0	0	入学式・卒業式来賓接待費
	⑭ 需用費	100,000	98,596	式花 環境整備・学習消耗品等
	小 計	100,000	98,596	
予備費	⑮ 予備費	1,352,170	3,300	
総 計		2,348,170	805,813	

よっかいちしりつとまりやましょうがっこう かいそく 四日市市立泊山小学校PTA会則

だい しょう めいしょうおよ じむきょく 第01章 名称及び事務局

だい しょう ほんかい よっかいちしりつとまりやましょうがっこう しょう じむきょく よっかいちしりつとまりやま
第1条 本会は、四日市市立泊山小学校PTAと称し、事務局を四日市市立泊山
しょうがっこう い か ほんこう
小学校(以下本校という)におく。

だい しょう もくてき 第02章 目的

だい しょう ほんかい か き しょうこう も もくてき
第1条 本会は下記の条項を持ってその目的とする。

- ほ ご し や きょうしよくいん きょうりよく かてい がっこうおよ ち い きしやかい じ どう けんぜん
(1)保護者と教職員が協力して家庭・学校及び地域社会における児童の健全で
こうふく せいちよう
幸福な成長をはかる。
- かてい がっこう たが れんけい きょういくかんきょう かいぜん つと
(2)家庭と学校が互いに連携をはかりながら、教育環境の改善に努める。
- かいいんそうご りかい ふか
(3)会員相互の理解を深める。
- かいいん きょうよう たか
(4)会員の教養を高める。

だい しょう ほうしん 第03章 方針

だい しょう ほんかい きょういく ほんし みんしゆてきだんたい えいり もくてき しゅうきょうてき
第1条 本会は、教育を本旨とする民主的団体であるから、営利を目的とせず、宗教的・
せいじてき かたよ しよじぎょうとう すいしん
政治的に偏ることなく、諸事業等を推進する。

だい しょう じぎょう 第04章 事業

だい しょう ほんかい だい しょう もくてき たつせい つぎ かか じぎょう おこな
第1条 本会は第2章の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。
じ どう あんぜんかくほ きょういくかんきょう かいぜん かつどう かんけいきかん しょうせい
(1)児童の安全確保、教育環境の改善につながる活動と関係機関への要請。
じ どう かつどう たい そくめんてき きょうりよく
(2)児童の活動に対する側面的な協力
かいいん きょうよう たか じぎょう
(3)会員の教養を高めるための事業
きょういくてきしせつ せつびとう せいそう ほうしかつどう
(4)教育的施設・設備等の清掃などの奉仕活動
た もくてきたつせい ひつよう じぎょう
(5)その他、目的達成に必要な事業

だい しょう かいいん 第05章 会員

だい しょう ほんかい かいいん つぎ とお
第1条 本会の会員となることのできるものは次の通りである。

- ほんこう ざいせき じ どう ほ ご し や
(1)本校に在籍する児童の保護者
- ほんこう きんむ きょうしよくいん
(2)本校に勤務する教職員

だい しょう かいいん びやうどう けんり ぎ む ゆう
第2条 会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第06章

第1条

役員

本会に次の役員をおく。

- ＜会 長＞ 1名(保護者)
- ＜副会長＞ 2名(保護者2名)
- ＜書 記＞ 3名(保護者2名、教職員1名)
- ＜会 計＞ 2名(保護者1名、教職員1名)

第2条

役員は役員選任規定の定めるところにより、常 任 委員会を選任し総会で承認する。

第3条

役員の任務は下記のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務をつかさどる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代理する。
- (3) 書記は、本会の記録と通信の事務をつかさどる。
- (4) 会計は本会の会計事務をつかさどる。
- (5) 外部団体に役員を出す場合には、会員の中から会長が委嘱する。

第4条

役員の任期は1年として再選を 妨 げない。ただし、同 職 で連続して3年を超えてはならない。

第07章

第1条

顧問

この会に顧問をおき、学 校 長、教 頭、前 会 長に委嘱する。

第08章

第1条

委員

本会に地区委員をおく。

- (1) 地区委員は、地区の会員を代表する。
- (2) 地区委員は以下の人数を毎年2月までに各地区で選 出する。
児童数20名以下の場合は1名、21名以上の場合は2名、その後20名増えるごとに1名追加する。
(例:41名以上は3名、61名以上は4名)

- (3) 地区委員が役員に選任されたとき、または欠員が生じたときは、その地区で補充する。
- (4) 地区委員をおかない地区は、連絡員をおくこととする。

第2条

本会に学年委員をおく。

- (1) 学年委員は、学年の会員を代表する。
- (2) 学年委員は、来年度の見込み学級数 × 2名、または3名とし、各学年で選任する。

- (3) 学年委員に欠員が生じたときは、その学年で補充する。
- 第3条 委員の任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。
- 第4条 地区委員・学年委員に関する細則は別に定める。

第9章 専門部

- 第1条 本会の活動組織として、次の専門部をおく。
- (1)保健体育部
- (2)企画教養部
- (3)広報部
- (4)地域環境部
- 第2条 活動組織に関する細則は別に定める。

第10章 会議

- 第1条 本会は総会、常任委員会、学年委員会、役員会をもつ。

(会議及び議事の成立)

- 第2条 総会、常任委員会、学年委員会は会員の出席の過半数を持って成立する。
- ただし、総会の成立においては、委任状も含め過半数とする。また、議事は出席者の過半数で決する。

(総会)

- 第3条 総会は通常総会および臨時総会とし、全会員をもって構成され、本会の最高議決機関である。

2. 通常総会は、毎年4月に会長が招集する。

- 第4条 会長は次の場合に臨時総会を招集する。

- (1)役員会が必要と認めたとき
- (2)常任委員会が必要と認めたとき
- (3)4分の1以上の会員から要求があったとき

- 第5条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1)会則の変更
- (2)事業計画および予算の設定
- (3)事業報告ならびに決算報告の承認

じょうにんいいんかい
(常任委員会)

- だい じょう
第6条 常任委員会は、役員・地区委員・学年委員で構成され、総会に次ぐ議決機関である。
2. じょうにんいいんかい そうかい ふたく じこう やくいんかい せんもんぶ いいんとう ていあん
常任委員会は、総会より付託された事項および役員会、専門部、委員等からの提案
じこう しんぎけつてい
事項を審議決定する。
3. じょうにんいいんかい かいちょう しょうしゅう
常任委員会は、会長が招集する。
4. じょうにんいいんかい がっき かいじょうかいさい かいちょう ひつよう みと かいさい
常任委員会は、学期に1回以上開催するほか、会長が必要と認めたときに開催
する。
- だい じょう
第7条 つぎ じこう じょうにんいいんかい ぎけつ へ
次の事項は、常任委員会の議決を経なければならない。

- (1) きてい さいそく せいていおよ かいせい
規定・細則の制定及び改正
- (2) ほんかい うんえい かつどう ひつよう じこう
本会の運営と活動に必要な事項
- (3) やくいん せんもんぶ いいんとう ひつよう みと じこう
役員、専門部、委員等が必要と認める事項

がくねんいいんかい
(学年委員会)

- だい じょう
第8条 がくねんいいんかい かくがくねん がくねんいいん とうがいたんにんきょうしよくいん こうせい かくがくねん
学年委員会は、各学年に学年委員と当該担任教職員で構成し、各学年PTA
かつどう れんらくちょうせい かつどう きょうぎ
活動の連絡調整・活動について協議する。

- だい じょう
第9条 がくねんいいんかい い か ばあい しょうしゅう
学年委員会は以下の場合に招集される。
- (1) がくねんいいんかい がくねんいいん がくねんしゅにんきょうしよくいん ひつよう みと がくねん
いいんちょう しょうしゅう
委員長が招集する。
- (2) かくがくねんごうどう がくねんいいんかい がくねんぶかい やくいん ひつよう みと
各学年合同の学年委員会は、学年部会または役員が必要と認めたとき、
かいちょう しょうしゅう
会長が招集する。

やくいんかい
(役員会)

- だい じょう
第10条 やくいんかい やくいん こうせい かいちょう しょうしゅう かいむ ひつよう きょうぎ
役員会は役員で構成し、会長が招集し会務に必要なことを協議する。
- だい じょう
第11条 かいちょう ひつよう おう やくいんかい かくぶちょう しゅつせき ようせい
会長は必要に応じて役員会に各部長の出席を要請することができる。
- だい じょう
第12条 とくべつ じこう ひつよう とくべついいんかい もう
特別な事項について、必要などときには特別委員会を設けることができる。
- とくべついいんかい いいん かいちょう かいむん いしよく しょうしゅう にんむ
特別委員会における委員は会長が会員から委嘱・招集し、その任務が
しゅうりょう かいにん
終了したときに解任される。

だい しょう
第11章 会計

- だい じょう
第1条 ほんかい けいひ かいひ じぎょうしゅうにゆう き ふ きんおよ た しゅうにゆう しべん
本会の経費は会費・事業収入・寄付金及びその他の収入によって支弁する。
- だい じょう
第2条 ほんかい かいひ げつがく えん かいけいねんど がつ にち よくねん がつ にち
本会の会費は月額300円とし、会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。
- だい じょう
第3条 ほんかい けつさん かいけいかんさ へ そうかい ほうこく しょうにん え
本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

だい しょう かいけいかん さ
第12章 会計監査

- だい じょう ほんかい けいり かん さ かいけいかん さいいん めい
第1条 本会の経理を監査するために会計監査委員2名をおく。
2. かんさいいん ねん かいけいけいじょうきよう かん さ けつ か そうかいおよ やくいんかい ほうこく
監査委員は年1回会計状況を監査し、その結果を総会及び役員会に報告をする。
3. かんさいいん かんさしつこう さい やくいん たちあ もと
監査委員は監査執行の際、役員会の立会いを求めるものとする。
4. かいけいかん さいいん そうかい やくいんがい かいちょう いしよく
会計監査委員は、総会において役員外から会長が委嘱する。
5. かんさいいん にんき ねん さいせん ふせ れんぞく ねん こ
監査委員の任期は1年とし、再選は防げない。ただし連続して3年を超えてはならない。

だい しょう かいりん こじんじょうほう とりあつか
第13章 会員の個人情報の取扱いについて

- だい じょう ほんかい かつどう すいしん ひつよう こじんじょうほう しゅとく りよう かんり
第1条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理について
- こじんじょうほうとりあつかいきそく さだ てきせい うんよう
「個人情報取扱い規則」に定め適正に運用するものとする。

だい しょう きてい さいそく
第14章 規定・細則

- だい じょう ほんかい うんえい かん ひつよう きてい さいそく かいそく はん かぎ
第1条 本会の運営に関し、必要な規定および細則は、この会則に反しない限りにおいて
- じょうにんいんかい ぎけつ へ さだ
常任委員会の議決を経て定めることができる。
- だい じょう じょうにんいんかい きてい さいそく せいてい かいりはい ばあい けつ か
第2条 常任委員会は、規定および細則を制定または改廃した場合には、その結果を
- ぜんかいりん ほうこく
全会員に報告しなければならない。

ふ そく かいそく しょうわ ねん がつ にち しこう
付 則 この会則は昭和55年4月1日から施行する。

- | | |
|--|---|
| 2. しょうわ ねん がつ にちいちぶかいせい
昭和61年04月25日一部改正 | 9. へいせい ねん がつ にちいちぶかいせい
平成19年05月20日一部改正 |
| 3. へいせい ねん がつ にちいちぶかいせい
平成02年04月26日一部改正 | 10. へいせい ねん がつ にちいちぶかいせい
平成20年04月27日一部改正 |
| 4. へいせい ねん がつ にちいちぶかいせい
平成05年04月28日一部改正 | 11. へいせい ねん がつ にちいちぶかいせい
平成21年04月26日一部改正 |
| 5. へいせい ねん がつ にちいちぶかいせい
平成07年04月25日一部改正 | 12. へいせい ねん げつ にちいちぶかいせい
平成27年02月21日一部改正 |
| 6. へいせい ねん がつ にちいちぶかいせい
平成10年04月24日一部改正 | 13. れいわ ねん がつ にちいちぶかいせい
令和03年04月23日一部改正 |
| 7. へいせい ねん がつ にちいちぶかいせい
平成11年04月23日一部改正 | 14. れいわ ねん がつ にちいちぶかいせい
令和04年02月18日一部改正 |
| 8. へいせい ねん がつ にちいちぶかいせい
平成17年04月29日一部改正 | 15. れいわ ねん がつ にちいちぶかいせい
令和05年04月21日一部改正 |

よっ かいち しり つとまりやましようがっこう やくいんせんになん き てい
四日市市立泊山小学校PTA役員選任規定

だい じょう きてい かいそくだい しょう やくいん せんこう せんになん かん じこう
第1条 この規定は会則第6章にもとづき、役員の選考および選任に関する事項を
さだ
定める。

やくいんせんこういいんかい
(役員選考委員会)

だい じょう やくいんこうほしや せんこう やくいんせんこういいんかい お
第2条 役員候補者の選考のために、役員選考委員会を置く。

だい じょう やくいんせんこういいんかい やくいん かくせんもんぶぶちょう こうせい
第3条 役員選考委員会は、役員と各専門部部長をもって構成する。

だい じょう かくせんもんぶ ぶ ちよう いいんちよう ふく いんちようかく めい ごせん
第4条 各専門部部長から委員長、副委員長各1名を互選する。

だい じょう やくいんせんこういいんかい かいちよう しょうしゅう いいんちようけつていご いいんちよう
第5条 役員選考委員会は、会長が招集する。委員長決定後は、委員長が
しょうしゅう
招集することもできる。

だい じょう やくいんせんこういいんかい やくいんけつてい かいさん
第6条 役員選考委員会は、役員決定をもって解散する。

やくいんこうほしや せんこう
(役員候補者の選考)

だい じょう やくいんこうほしや せんこう つぎ
第7条 役員候補者の選考は、次のとおりとする。

(1) 役員候補者は、本会の会員より年度内に選考する。

(2) 選考する役員候補者数は、会則第6章第1条にもとづくそれぞれの役員の
ていすう
定数とする。

(3) きょうしよくいんがわ やくいんせんこう がっこう いちにん
教職員側の役員選考については、学校に一任する。

やくいんこうほしや せんこうほうほう
(役員候補者の選考方法)

だい じょう やくいんこうほしや せんこう つぎ てじゅん おこな
第8条 役員候補者の選考は、次の手順で行う。

(1) 全会員より立候補を募る。

(2) りっこうほ ていすう み としき どうねんどがくねんいいん ひつようになずう がくねんいいんかん
立候補が定数に満たない時は、当年度学年委員より必要人数を学年委員間の
はな あ せんしゅつ
話し合いで選出する。

(3) やくいんこうほ めんじょうもく つぎ
役員候補の免除項目は、次のとおりとする。

1. やくいんせんこういいんかい みと じじょう かに
役員選考委員会で認めた事情のある家庭

だい じょう やくしよく せんしゅつ やくいんこうほしやかん ごせん
第9条 役職については、選出された役員候補者間で互選する。

やくいんこうほしや せんになん しょうにん
(役員候補者の選任と承認)

だい じょう やくいんせんこういいんかい やくいんこうほしや かん ぎあん じょうにんいいんかい ていしゅつ
第10条 役員選考委員会は、役員候補者に関する議案を常任委員会に提出しなければならない。

2. ぎあん ていしゅつ さい やくいんこうほしや しょうだく え
議案を提出する際、あらかじめ役員候補者に承諾を得ておかなければならない。

だい じょう やくいん せんこう いんかい じょうにん いんかい せん にん やくいん こうほし やし めい そうかい みっか まえ
第11条 役員選考委員会は、常任委員会で選任された役員候補者氏名を総会3日前まで
ぜんかい いん つうち やくいん こうほし やかん ぎ あん そうかい ていしゅつ
に全会員に通知し、役員候補者に関する議案を総会に提出しなければならない。

やくいん けついん
(役員の欠員)

だい じょう やくいん けついん つぎ
第12条 役員に欠員が生じたときは、次のとおりとする。

(1) かいちょう けついん しょう ふくかいちょう しょうにん
会長に欠員が生じたときは、副会長が昇任する。

(2) かいちょう いがい けついん しょう やくいんかい けつぎ たいしよ
会長以外に欠員が生じたときは、役員会の決議により対処する。

(3) こうにんしゃ せん にん しょうにん じょうにん いんかい おこな
後任者の選任と承認は、常任委員会が行う。

(4) こうにんしゃ にん き ぜん にんしゃ ざん にん き かん
後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

ふ そく きてい へいせい ねん がつ にち しこう
付 則 この規定は平成20年07月05日から施行する。

- れいわ ねん がつ にち いち ぶかいせい
2. 令和03年04月23日一部改正
- れいわ ねん がつ にち いち ぶかいせい
3. 令和04年02月18日一部改正
- れいわ ねん がつ にち いち ぶかいせい
4. 令和05年04月15日一部改正

いいん かん さいそく 委員に関する細則

だい じょう さいそく かいそくだい しょう いいん かん じこう さだ
第1条 この細則は、会則第8章にもとづき、委員に関する事項を定める。

ちく いいん かつどう (地区委員の活動)

だい じょう ちく いいん つぎ かつどう おこな
第2条 地区委員は次の活動を行う。

- (1) せんもん ぶ しょうぞく がっこう かつどう すいしん
専門部に所属し、学校PTA活動を推進する。
- (2) ちく たんとうきょうしよくいん ちいきそしき きょうりよく ちく かつどう すいしん
地区担当教職員や地域組織と協力して、地区PTA活動を推進する。
- (3) ちく かつどう れんらくちようせい はか ひつようじこう きょうぎ しょうり
地区PTA活動について連絡調整を図り、必要事項について協議・処理する。
- (4) じょうにいいんかい ぎけつじこう ちく かいいん ほうこく
常任委員会の議決事項などを地区会員に報告する。
- (5) ちく かいいん かつどう かん ようぼう いけんとう しゅうやく じょうにいいんかい ていしゅつ
地区会員のPTA活動に関する要望・意見等を集約して、常任委員会に提出する。
- (6) ひなが ちく せいしやうねんいくせいかい いいん かつどう きょうりよく
日永地区青少年育成会の委員となり、その活動に協力する。
- (7) さいがいとうきんきゅうじ ちく ぼうさいゆうどういん じどう あんぜん きたく ゆうどう
災害等緊急時に地区防災誘導員となり、児童が安全に帰宅できるように誘導する。
- (8) ひつよう おう ちく こんだんかい じつし しかいしんこう きろく
必要に応じて地区懇談会を実施し、司会進行と記録をする。
- (9) ひつよう おう ちく べつじどうかい しゅつせき かつどう じょげん えんじょ
必要に応じて地区別児童会に出席し、その活動を助言し、援助する。
- (10) ひつよう おう つぎ じこう ほんぶおよ がっこう れんらくちようせい
必要に応じて、次の事項について本部及び学校との連絡調整にあたる。
 - ① ちく じどう こうつうあんぜん ふうきじょう とう こうがいせいかつ かん
地区児童の交通安全や風紀上のこと等、校外生活に関すること
 - ② ちく じどう ちく かいいん けいちよう かん
地区児童、地区会員の慶弔に関すること
 - ③ とうこうはん つうがくろ かん
登校班および通学路に関すること
 - ④ た ちく かつどう かん
その他地区PTA活動に関すること
- (11) かいそくだい しょうだい じょう じねんど ちく いいん せんしゅつ おこな
会則第8章第1条にもとづき、次年度の地区委員選出を行う。
- (12) た かつどう さん か きょうりよく
その他PTA活動に参加・協力する。

ちく いいん せんしゅつ ほうほう (地区委員の選出方法)

だい じょう ちく いいん せんしゅつ かく ちく じじょう あ ほんぶやくいん せんしゅつご ちく かいいん かん
第3条 地区委員の選出は、各地区の事情に合わせて本部役員選出後、地区会員間の話し合いで選出する。

がくねん いいん かつどう (学年委員の活動)

だい じょう がくねん いいん つぎ かつどう おこな
第4条 学年委員は次の活動を行う。

- (1) せんもん ぶ しょうぞく かつどう すいしん
専門部に所属し、PTA活動を推進する。
- (2) がつきゅうたんにんきょうしよくいん がくねん たんとうきょうしよくいん きょうりよく かつどう すいしん
学級担任教職員や学年担当教職員と協力して、PTA活動を推進する。
- (3) かつどう れんらくちようせい はか ひつようじこう きょうぎ しょうり
PTA活動について連絡調整を図り、必要事項について協議・処理する。
- (4) じょうにいいんかい ぎけつじこう かいいん ほうこく
常任委員会の議決事項などを会員に報告する。

- (5) かいいん かつどう かん ようぼう いけんとう しゅうやく じょうにんいんかい ていしゅつ
会員のPTA活動に関する要望・意見等を集約して、常任委員会に提出する。
- (6) ひつよう おう がつきゅうこんだんかい じっし しかいしんこう きろく
必要に応じて学級懇談会を実施し、司会進行と記録をする。
- (7) ひつよう おう つぎ じこう ほんぶおよ がっこう れんらくちようせい
必要に応じて、次の事項について本部及び学校との連絡調整にあたる。
- ① じどう かいいん けいちょう かん
児童、会員の慶弔に関すること
- ② た かつどう かん
その他PTA活動に関すること
- (8) かいそくだい しょうだい じちう じねんど がくねんいんせんしゅつ おこな
会則第8章第2条にもとづき、次年度の学年委員選出を行う。
- (9) た かつどう さんか きょうりやく
その他PTA活動に参加・協力する。

がくねんいいん せんしゅつほうほう
(学年委員の選出方法)

- 第5条 学年委員の選出は立候補から行い、必要人数に満たない場合は、
学年の事情に合わせて会員間の話し合いで選出する。
- 第6条 学年委員の免除項目は、次のとおりとする。
- (1) 過去に本校で本部役員をした家庭(市P連を含む)
 - (2) 本校で役員が内定している家庭
 - (3) エスペランス四日市の児童
 - (4) その他、役員会で認めた事情のある家庭
- 第7条 学年委員に欠員が生じたときは、当該する専門部や時期等を考慮して
学年委員会で補充するかどうかを決定する。
- 第8条 補充で学年委員になった方を、学年委員をした家庭とみなすかどうかは
期間等を考慮して学年委員会で決定する。

(その他)^た

- だい じょう ち く い い ん がくねんい い ん けんむ
第9条 地区委員と学年委員を兼務することはできない。

- ふ そ く さいそく へいせい ねん がつ にち し こ う
付 則 この細則は平成20年09月06日から施行する。
- へいせい ねん がつ にち ち ぶ かい せい
2. 平成24年12月01日一部改正
- れい わ ねん がつ にち ち ぶ かい せい
3. 令和03年04月23日一部改正
- れい わ ねん がつ にち ち ぶ かい せい
4. 令和05年04月15日一部改正

活動組織に関する細則

第1条 この細則は、会則第09章にもとづき、活動組織に関する事項を定める。

(構成)

第2条 各専門部の構成は、次のとおりとする。

- (1) 全学年委員が会則第09章第1条に定める保健体育・企画教養・広報のいずれかの専門部に所属し活動する。
- (2) 全地区委員が会則第09章第1条に定める地域環境部に所属して活動する。
- (3) 各専門部の定数は、役員会で決定する。

(運営)

第3条 各専門部は、部長各1名を互選し、部の運営にあたる。

第4条 本部役員経験者は各専門部の部長を免除とする。

第5条 必要に応じて部会を開催する。部会は、部長が招集する。

第6条 活動に必要な経費は、PTA会計より支出する。

(活動内容)

第7条 各専門部は、次の目標を掲げる。

- (1) 広報部 学校教育および会員相互の理解を深めるための広報活動に努める。
- (2) 保健体育部 児童の心身の健康保持と安全に努める。
- (3) 企画教養部 会員相互の親睦と教養を高めるとともに、教育設備への助成に努める。
- (4) 地域環境部 登下校を含む校外における児童の社会環境の整備に努める。

第8条 各専門部は、第7条の目標を達成するための活動を企画して常任委員会に諮り、その推進にあたる。

付 則 この細則は平成20年04月27日から施行する。

2. 令和03年04月23日一部改正
3. 令和04年02月18日一部改正
4. 令和05年04月15日一部改正

とまりやましょうがっこう かいいんけいちょうな い き
泊山小学校PTA会員慶弔内規

だい じょう ほんないき かいいん じ とう ひょうしょう けいちょう かん きてい
第1条 本内規は、PTA会員および児童の表彰、慶弔に関することを規定する。

かいいん
(PTA会員)

だい じょう じょうにんいんかい けつぎ かいいん りん じ ひょうしょう おこな
第2条 常任委員会の決議によりPTA会員の臨時表彰を行うことができる。

だい じょう かいいんし ぼう ばあい せい か き えん こうでん ほん ぶやくいん かいそう
第3条 会員死亡の場合は、生花1基と10, 000円の香典をおくり、本部役員が会葬する。

じ とう
(児童)

だい じょう とまりやましょうがっこうじ とう こうい ほか じ とう もはん おも ばあい
第4条 泊山小学校児童で、その行為が他の児童の模範となると思われる場合は、
やくいんかい しんぎ え かいちょう ひょうしょう
役員会の審議を得て会長が表彰する。

だい じょう じ とう し ぼう ばあい せい か き えん こうでん ほん ぶやくいん がいとう
第5条 児童死亡の場合は、生花1基と10, 000円の香典をおくり、本部役員、該当の
がくねんいん ち く いん かいそう
学年委員、地区委員が会葬する。

た
(その他)

だい じょう な い き たいしよ やくいんかい けつぎ たいしよ
第6条 この内規で対処できないときは、役員会の決議により対処するものとする。

だい じょう ほんないき けい ひ かいけい ししゅつ
第7条 本内規の経費は、PTA会計より支出する。

だい じょう ほんないき やくいんかい かいせい
第8条 本内規は役員会で改正することができる。

ふ そ く な い き しょうわ ねん がつ にち し こう
付 則 この内規は昭和58年4月1日から施行する。

2. へいせい ねん がつ にちい ち ぶかいせい
平成10年07月04日一部改正

3. へいせい ねん がつ にちい ち ぶかいせい
平成19年04月07日一部改正

とまりやましょうがっこう りょひ かん ないき 泊山小学校PTA旅費に関する内規

だい じょう 第1条 ほんないき かいいん ほんかい だいひょう がいぶ かいぎ けんしゅう ぎょうじとう さん か
本内規は、PTA会員が本会を代表して外部の会議、研修、行事等に参加した
ばあい りょひとう かん きてい
場合の旅費等に関することを規定する。

さん か ひ (参加費)

だい じょう 第2条 さん か ひ かい ひ しりょうだいとう しゅさいしゃ しめ がく ぜんがくしきゅう
参加費、会費、資料代等は、主催者の示す額を全額支給する。

こうつう ひ (交通費)

だい じょう 第3条 こうきょうこうつうき かん りょう ばあい じ たくも よ えき てい きてん しゅうてん
公共交通機関を利用した場合は、自宅最寄り駅・バス停を起点および終点とした
じっぴ しきゅう
実費を支給する。

だい じょう 第4条 じかようしゃ じてんしゃ と ほ ばあい こうきょうこうつうき かん りょう きんがく
自家用車、自転車および徒歩の場合は、公共交通機関を利用した金額に
かんさん しきゅう
換算して支給する。

だい じょう 第5条 だい じょう ばあい ほんこう きてん しゅうてん かんさん
第4条の場合、本校を起点および終点として換算する。

このため、四日市あすなろう鉄道泊駅または小学校前バス停をもとに換算する。

だい じょう 第6条 こうつう ひ けいざいてき けいろ ほうほう こうつうしゅだん けいさん
交通費は、経済的な経路および方法による交通手段で計算する。

だい じょう 第7条 とまりやましょうがっこう ない こうつう ひ しきゅう
泊山小学校区内での交通費は支給しない。

た (その他)

だい じょう 第8条 りょひとう さんかしや せいきゅう し はら
旅費等は、参加者の請求により支払うものとする。

だい じょう 第9条 えんきより しゅくはく とくべつ じじょう しょう と き きょうしよくいん りょひ
遠距離あるいは宿泊をともなうなど特別な事情が生じた時は、教職員の旅費
きてい さんこう やくいんかい けつぎ たいしよ
規定を参考にした役員会の決議により対処する。

だい じょう 第10条 ほんないき けいひ かいけい ししゅつ
本内規の経費は、PTA会計より支出する。

だい じょう 第11条 ほんないき やくいんかい かいせい
本内規は役員会で改正することができる。

ふ そ く 付 則 ないき へいせい ねん がつ にち しこう
この内規は平成21年04月12日から施行する。

2. へいせい ねん がつ にち いち ぶかいせい
平成28年02月27日一部改正

よっかいちしりつとまりやましようがっこう こじんじょうほうとりあつかいきそく 四日市市立泊山小学校PTA個人情報取扱規則

もくてき (目的)

第1条 よっかいちしりつとまりやましようがっこう い か ほんかい ほ ゆ う こじんじょうほう てきせい
四日市市立泊山小学校PTA(以下、「本会」という)が保有する個人情報の適正な
とりあつか かつどう えんかつ うんえい はか こじん けんり りえき ほ ご
取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを
もくてき やくいんめいぼ かいいんめいぼ ぎょうじ きろく しゃしんおよ た
目的に、PTA役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の
こじんじょうほう い か こじんじょうほう とりあつか
個人情報データベース(以下、「個人情報データベース」という)の取扱いに
さだ
ついて定めるものとする。

せきむ (責務)

第2条 ほんかい こじんじょうほう ほ ご かん ほうれい じゆんしゅ と も かつどう
本会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、PTA活動において
こじんじょうほう ほ ご つと
個人情報の保護に努めるものとする。

かんりしゃ (管理者)

第3条 ほんかい こじんじょうほう かんりしゃ かいちょう
本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

とりあつかいしゃ (取扱者)

第4条 ほんかい こじんじょうほう とりあつかいしゃ やくいん かくせんもん ぶ ぶ ちよう
本会における個人情報データベース取扱者は、役員・各専門部部長とする。

ひみつ ほ じ ぎ む (秘密保持義務)

第5条 こじんじょうほう かんりしゃ とりあつかいしゃ しよくむじよう し こじん
個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人
じょうほう たにん し また ふ とう もくてき し しょう
情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を
しりぞ あと どうよう
退いた後も同様とする。

しゅうしゅうほうほう (収集方法)

第6条 ほんかい こじんじょうほう しゅうしゅう こじんじょうほう りようもくてき き
本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、
ほんにん めいじ
本人に明示する。

しゅうち (周知)

第7条 こじんじょうほうとりあつか ほうほう そうかいしりよう じょうにんいんかい どう かいいん しゅうち
個人情報取扱の方法は、総会資料や常任委員会だより等で会員に周知する。

りよう (利用)

第8条 しゅとく こじんじょうほう つぎ もくてき そ りよう おこな
取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) かいひ しゅうきんぎょうむ かんりぎょうむ
PTA会費の集金業務、管理業務
- (2) た ぶんしやう そうふ
その他の文書の送付

- (3) 役員・会計監査・会員・常任委員・登校班等の名簿の作成
- (4) 委員選出、並びに本部役員等の推薦活動
- (5) 広報紙、総会資料等への掲載

利用目的による制限

第9条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

管理

第10条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

保管及び持ち出し等

第11条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

第三者提供の制限

第12条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第三者提供に係る記録の作成等

第13条 本会は、個人情報を第三者(第12条第1号から第4号の場合を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

だいさんしゃていきょう う さい かくにんとう
(第三者提供を受ける際の確認等)

だい じょう だいさんしゃ だい じょうだい ごう だい ごう ばあい のぞ こじんじょうほう ていきょう う
第14条 第三者(第12条第1号から第4号の場合を除く)から個人情報の提供を受けるとき
つぎ こうもく きろく さくせい ほぞん
は、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) だいさんしゃ しめい
第三者の氏名
- (2) だいさんしゃ こじんじょうほう しゅとく けいい
第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) ていきょう う たいしょうしゃ しめい
提供を受ける対象者の氏名
- (4) ていきょう う じょうほう こうもく
提供を受ける情報の項目
- (5) たいしょうしゃ どうい え むね じぎょうしゃ こじん ていきょう う ばあい きろくふよう
対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

じょうほう かいじ
(情報の開示)

だい じょう ほんかい ほんにん こじんじょうほう かいじ りょうていし ついか さくじょ もと
第15条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、
ほうれい そ おう
法令に沿ってこれに応じる。

ろう じ とう たいおう
(漏えい時等の対応)

だい じょう こじんじょうほう ろう とう ふんしつふく はあく
第16条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した
ばあい ただ かんりしゃ ほうこく てきせつ じんそく しより
場合は、直ちに管理者に報告し、適切かつ迅速な処理につとめなければならない。

かいせい
(改正)

だい じょう ほうれい かいせい じつむじょう ふ び はつせい ばあい やくいんかい しんぎ
第17条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、役員会において審議し
しょうにん かいてい ほんきそく かいてい ばあい だい じょう
承認をもって改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第7条に
さだ しゅうちほうほう かいいん しゅうち
定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

ふ そく
附 則

ほんきそく れいわ ねん がつ にち しこう
本規則は、令和5年4月22日より施行する。

◇令和6年度 活動予定内容(一覧表)

	本部	地域環境部
組織	会長・副会長・書記・会計	地区委員
活動内容	- 役員会、常任委員会の開催 - 各専門部主催行事への参加、協力 - 市P連、校外活動への参加 - 各種研修会等、講習会などやコミュニティスクール運営協議会の参加と、各部への参加要請 - テトラパック運動 - 各種PTA関連書類の作成、配布、配信／・PTA会計管理	- 地区との連絡、調整 - 登校班の編成、登校班集合時間の確認 - 通学路等の危険個所の点検、整備 - あいさつ運動の実施 - 自転車点検表の配布 - こどもをまもるいえ設置協力、依頼
4月	第1回常任委員会 PTA総会 学校施設開放運営委員会	第1回常任委員会 PTA総会 あいさつ運動
5月	南部ブロック会・会長会 コミュニティスクール運営協議会 文化教養・青少年部会／社会福祉協議会総会 市P連定期総会／人権同和教育推進協議会	あいさつ運動
6月	第2回常任委員会 青少年育成指導者交流会 コミュニティスクール運営協議会 泊山イベント協力/四日市市交通安全保護者連合会	第2回常任委員会 あいさつ運動 「こどもをまもるいえ」設置推進委員会会議
7月	南部ブロック会・会長会 四日市市交通安全保護者連合会	あいさつ運動、通学路街頭指導、自転車点検表配布 「こどもをまもるいえ」設置協力依頼・手配
8月	日永地区ナイトパトロール 日永地区ふれあい祭り 教育講演会・課題別教育研究大会	7月末～8月 「こどもをまもるいえ」のお宅訪問
9月	第3回常任委員会 文化教養・青少年部会	第3回常任委員会 あいさつ運動
10月	運動会 青少年育成指導者交流会 コミュニティスクール運営協議会 次年度本部役員選出	あいさつ運動
11月	第4回常任委員会 南部ブロック会・会長会 日永地区ふれあい文化祭/四日市市交通安全保護者連合会	第4回常任委員会 あいさつ運動
12月	コミュニティスクール運営協議会	あいさつ運動 次年度地区委員選出(各地区にて)
1月	次年度学年委員選出会議 学校保健委員会研修会 コミュニティスクール運営協議会	あいさつ運動
2月	第5回常任委員会 新入児学年委員決め 会長会/四日市市交通安全保護者連合会	第5回常任委員会 新登校班編成
3月	卒業式 会計監査	地区別児童会 あいさつ運動

	専 門 部		
	ほけんたいいくぶ 保健体育部	きかくきょうようぶ 企画教養部	こうほうぶ 広報部
組織 活動内容	うんどうかいぜんじつじゅんび ・運動会前日準備 うんどうかい あんぜん な まもり ・運動会の安全見守り だいさくせん きかくうんえい ・ピカピカ大作戦の企画運営 がっこうほけんいいんかい さんか ・学校保健委員会への参加 かくしゅけんしゅうかい こうえんかい さんか ・各種研修会、講演会への参加	とまりやま きかく うんえい ・泊山イベントの企画、運営 さんし こ みらい かた かいさんか ・三洒子どもの未来を語る会参加 じんけん どうわきういく かん ぶんしよ とうしよ ・人権・同和教育に関する文書の投書 かくしゅけんしゅうかい こうえんかい さんか ・各種研修会、講演会への参加	こうほうし ねん かいほつこう ・広報紙「とまりやま」年2回発行 こうほうしづく けんしゅうかい さんか ・広報紙作り研修会への参加 ・その他(学校行事取材、学校HP内 PTAページの運用等検討) つうがくろ こうつうあんぜん ・通学路交通安全キャンペーン実施
	だい かいじょうにいいんかい 第1回常任委員会 PTA総会	だい かいじょうにいいんかい 第1回常任委員会 PTA総会 さんし こ みらい かた かい 三洒子どもの未来を語る会 じんけん どうわきういくけんきゅうたいかい 人権同和教育研究大会	だい かいじょうにいいんかい 第1回常任委員会 PTA総会 こうほうし けんきゅうたいかい 広報紙づくり研究大会 こうつうあんぜん じっし 交通安全キャンペーン実施
6月	だい かいじょうにいいんかい 第2回常任委員会	だい かいじょうにいいんかい 第2回常任委員会 とまりやま ぜんじつじゅんび 泊山イベント前日準備 とまりやま かいさい 泊山イベント開催	だい かいじょうにいいんかい 第2回常任委員会 こうほうし ほうごうはつこう 広報紙「とまりやま」春号発行
7月	だいさくせん たよ はいふ ピカピカ大作戦のお便り配布	こ せいめい こうじょうけんしゅうかい 子どもの生活リズム向上研修会 ようせいこうざ スマイルリーダー養成講座	
8月		せいしゅうねん ひがいぼうしけんしゅうかい 青少年ネット被害防止研修会 きょういくこうえんかい かだいへつきょういくけんきゅうたいかい 教育講演会・課題別教育研究大会	
9月	だい かいじょうにいいんかい 第3回常任委員会 だいさくせん ピカピカ大作戦	だい かいじょうにいいんかい 第3回常任委員会	だい かいじょうにいいんかい 第3回常任委員会
10月	うんどうかい ぜんじつ とうじつじゅんび かたづ 運動会(前日・当日準備、片付け)		うんどうかい しゃしんさつえい 運動会(写真撮影) ↓ ↓ 広報紙編集作業(3月まで)
11月	だい かいじょうにいいんかい 第4回常任委員会	だい かいじょうにいいんかい 第4回常任委員会 かていきょういくこうざ かくねん 家庭教育講座(隔年) さんし こ みらい かた かい 三洒子どもの未来を語る会	だい かいじょうにいいんかい 第4回常任委員会
12月		じんけん どうわきういくすいしんきぎかい 人権同和教育推進協議会	
1月	がっこうほけんいいんかいけんしゅうかい 学校保健委員会研修会		
2月	だい かいじょうにいいんかい 第5回常任委員会	だい かいじょうにいいんかい 第5回常任委員会	だい かいじょうにいいんかい 第5回常任委員会
3月			こうほうし あきふゆごうはつこう 広報紙「とまりやま」秋冬号発行